

平成 2 2 年 4 月 2 2 日
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

平成 2 2 年第 8 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成22年第8回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成22年4月22日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時02分
- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)
- 3 出席委員 中 村 祐 治 田 中 健 一
宮 田 由 香 古 岡 邦 人
澤 利 夫

署名委員 田 中 健 一

- 4 説明のため出席した者の職氏名
- | | | | |
|-------------|-------|----------|-------|
| 教育長 | 澤 利夫 | 教育部長 | 近藤 忠信 |
| 教育総務課長 | 小林 健司 | 学務課長 | 小林美佐子 |
| 指導課長 | 並木 浩子 | 統括指導主事 | 堀田 直樹 |
| 指導主事 | 尾上 悦朗 | 学校給食課長 | 石井 雅隆 |
| 生涯学習推進センター長 | 五十嵐敏行 | スポーツ振興課長 | 伊東 幸吉 |
| 図書館長 | 清水 啓文 | | |
- 5 会議に出席した事務局の職員
- | | | |
|----------|-------|-------|
| 教育総務課庶務係 | 久保 義彦 | 鈴木 啓史 |
|----------|-------|-------|

案 件

1 議案

- (1) 議案第 1 6 号 立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について
- (2) 議案第 1 7 号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市幸・錦図書館への指定管理者の管理業務に関する基本協定書について

3 報告

- (1) 立川市第 3 次基本計画 (素案) について
- (2) 立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 市立学校の学級数・児童生徒数等について
- (4) 新学校給食共同調理場整備運営事業について
- (5) 社会教育委員の会議からの提言について

4 その他

平成 22 年第 8 回立川市教育委員会定例会議事日程

平成 22 年 4 月 22 日
教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第 16 号 立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について
- (2) 議案第 17 号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市幸・錦図書館への指定管理者の管理業務に関する基本協定書について

3 報告

- (1) 立川市第 3 次基本計画(素案)について
- (2) 立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 市立学校の学級数・児童生徒数等について
- (4) 新学校給食共同調理場整備運営事業について
- (5) 社会教育委員の会議からの提言について

4 その他

開会の辞

中村委員長 ただいまから、平成22年第8回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員は田中委員、お願いできますでしょうか。

田中委員 はい、承知しました。

中村委員長 では、よろしくお願いいたします。

本日は、議案2件、協議1件、報告5件でございます。その他は議事進行過程で確認いたします。

議案

(1) 議案第16号 立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について

中村委員長 早速、議案に入っていきます。

まず議案第16号、立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について、議題といたしますので、事務局より提案をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 本議案につきましては、立川市庁舎管理規則並びに立川市庁舎管理規則運用基準の制定・施行によりまして、規程を改正するものであります。

中村委員長 それでは、詳しい説明を小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 それでは議案第16号について、ご説明いたします。

本改正は、資料を添付いたしました。市庁舎における安全及び秩序の維持と公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的としました立川市庁舎管理規則及び同規則運用基準が、各々、平成21年4月1日と平成22年2月1日に制定・施行されたことに伴いまして、行政委員会である教育委員会についても、市庁部局と同様の対応がとれるよう、議案のとおり教育委員会処務規程の第6条を追加するものでございます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

中村委員長 提案ありがとうございました。

新庁舎を移転するに伴って、管理規則を準用する第6条の追加の提案ですが、質問とかご意見がありましたら、お願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは、議案第16号、立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程については、提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村委員長 異議なしと認めまして、議案第16号は承認されました。

議案第16号の議事を終了いたします。

また、新庁舎での事務執行、当面慣れない点もあると思いますけれども、ご苦勞をおかけすると思いますが、よろしくお願いいたします。

議 案

(2) 議案第 1 7 号 立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

中村委員長 続きまして議案第 17 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたしますので、事務局より提案をお願いいたします。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 本案は、指定管理者制度導入による立川市市民体育館条例の一部の改正に伴いまして、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正するものであります。

中村委員長 それでは、詳しい説明をお願いしたいと思います。

伊東スポーツ振興課長、お願いいたします。

伊東スポーツ振興課長 議案第 17 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本議案は、立川市柴崎市民体育館への指定管理者導入に係る条例改正に伴う条例施行規則の一部を改正するものであります。

下線が引かれているところが改正点でございます。

主な改正内容でございますが、第 7 条の減免に関する規定で、従前の規定にも入場料を徴しないものを減免の対象とするとしておりましたが、今回は単に入場料だけでなく、その他これに類するものとして、月謝や営利を目的とした会費を徴収するものに対しては、現状に合わせた改正を行っております。

ただし、第 7 条第 3 項で、社会教育団体につきましては別に定めることとし、減免規定の中で 1,000 円以内の金額であれば減免対象とする、地域学習館の施行規則の条例と同じ内容の規定を策定する予定でございます。ただし、1,000 円以内であっても、定額で繰り返し徴収することや、営利そのものを目的のものについては減免の適用から除外するように改正する予定でございます。

また、第 7 条第 1 項第 1 号で、市や立川市教育委員会及び指定管理者は免除規定を設け、明確に減免規定を策定いたしました。

その他につきましては、システム改修によるものや、現状にあわせた規則の改正と文言の整理となっております。

柴崎体育館につきましては、6 月 1 日からの条例施行でございますので、4 月 25 日号の広報で内容の周知を行っているところでございます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

中村委員長 提案ありがとうございました。

これは平成 21 年第 4 回及び第 10 回定例会で協議いたしました。サービスの向上などを目的として、指定管理者導入に関して審議したその後の免除規定を明確にしたなどの規則の改正の提案でございますが、質問とか意見等ございましたらお願いしたいと思います。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは、意見がないようですので、お諮りしたいと思います。

議案第 17 号、立川市市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則については、提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村委員長 異議なしと認めまして、議案第 17 号は承認されました。

では、議案第 17 号の議事を終了いたします。

施行については、4 月 25 日の広報で周知されるというご説明が先ほどあったとおりでございます。

それでは、議案を終了いたしまして、続きまして協議に移っていきます。

協 議

(1) 立川市幸・錦図書館への指定管理者の管理業務に関する基本協定書について

中村委員長 協議(1)立川市幸・錦図書館への指定管理者の管理業務に関する基本協定書について、協議いたしますので、事務局より提案をお願いいたします。

清水図書館長、お願いいたします。

清水図書館長 それでは、立川市幸図書館及び立川市錦図書館の管理運営業務に関する基本協定書につきまして、提案いたします。

指定管理者にただいまの 2 つの図書館を管理運営させるに際しては、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、具体的な業務内容や履行方法など施設管理運営にあたっての細目的事項について定めておく必要があることから、指定管理者との間で基本協定を締結するものでございます。

なお、各年度に指定管理者が行う具体的な業務の内容や管理経費の額等については、年度ごとに単年度の年度協定を締結する必要があります。そのため、基本協定書及び年度協定書を定めませんが、その主な事項につきましては以下のとおりでございますが、この方針に基づきまして検討しておりますので、方向性につきましてご協議のうえ、ご承認いただければと提案いたします。

基本協定書に定める主な事項の中では、特に指定期間、業務担当者の配置、モニタリング及び運営評価の実施、利用者アンケートの実施、自主事業などがその中でも重要な項目となっております。

年度協定書に定める主な事項の中では、年度協定の期間、支払うべき管理経費の額、支払時期及び支払方法等ということになっております。

今後のスケジュールにつきましては、現在、引き継ぎを開始しておりますが、今後、市の政策会議等につけながら、議会の承認を得ていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。

協定書に盛る内容、事項、あるいは今後のスケジュールについてご説明いただきましたが、我々としては平成21年の第17回定例会でこの方向性を確認され、そしてその後の提案というものでございますが、ご意見、質問、あるいは漏れ等ありましたら指摘していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

田中委員、お願ひいたします。

田中委員 今、説明があつたとおりで、実はこの2館については初めての指定管理者制度になるわけですので、是非、この基本協定書に定める主な事項21項目、あと、年度協定書に定める事項が4項目、このいずれについても規定に基づいて、今後しっかりお願ひしたいなど、そう思ひます。

以上です。

中村委員長 そうですね。初めての導入ということでございますので、やはり我々としてもきちんと見守る必要もあると思ひますし、この21項目あるいは4項目についても、皆さんいかがでしょうか、漏れはないという確認でよろしいでしょうか。守秘義務等についても触れております。個人情報保護についても触れられているところでございます。

よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、立川市幸・錦図書館への指定管理者の管理業務に関する基本協定書についての方向性は、事務局提案に基づいて、基本協定を結ぶ方向に向けて事務執行していただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、そういう方向でよろしくお願ひいたします。

それでは、立川市幸・錦図書館への指定管理者の管理業務に関する基本協定書についての協議は、今後の方向性を認めていただいたことを確認して、終了したいと思ひます。

また、基本協定書の策定段階での報告はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは協議を終了いたしまして、続いて報告に移っていききたいと思ひます。

報 告

(1) 立川市第3次基本計画(素案)について

中村委員長 報告(1)立川市第3次基本計画(素案)について、報告を事務局よりお願ひいたします。近藤教育部長、お願ひいたします。

近藤教育部長 立川市第3次基本計画(素案)についてでございますが、平成22年第5回定例会で、その時点での素案につきましてご説明をさせていただきました。

その後、この基本計画(素案)につきましては策定が遅れておまして、昨日、4月21日まで、市の広報等を通じまして市民の方からご意見をいただいている状況でございます。

今後、その市民からのご意見をもとに、5月の上旬に基本計画の最終的な策定を行い、その案を5月議会に報告をして、最終的な計画を策定するというふうになっておりますの

で、本日の時点では、この基本計画の素案について説明をすることができません。

今後、最終的な基本計画ができた段階で、改めて教育委員会でご説明をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

中村委員長 今、説明にありましたとおり、平成22年第5回の定例会後の経過とか、あるいは今後の策定に向けた流れについての報告でしたけれども、特に質問ございますか。よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、立川市第3次基本計画（素案）についての報告を終了いたします。

今、報告にありましたとおり、また正式案になった段階での報告はよろしくお願いいたします。

報 告

(2) 立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について

中村委員長 続きまして報告(2)立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、報告を事務局よりお願いいたします。

小林教育総務課長、お願いいたします。

小林教育総務課長 それでは、報告(2)について、ご説明いたします。

こちらでございますけれども、立川市特別職報酬等審議会の答申を受けまして、市長、副市長の給料額を改定することに関連しまして、教育長の給料についても平成22年4月分より14,000円引き下げること、及び、市長、副市長及び教育長の給料について、平成21年4月より平成22年3月まで3%の減額措置を講じていたところですが、現下の経済不況、市の財政状況を鑑み、さらに1年間延長することを内容とする立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の臨時特例に関する条例の2つの条例につきまして、先月、3月議会において改正、可決されておりますので、ご報告いたします。

なお、関連しまして、これまで教育長の出張時に支払われておりました日当支給を廃止するため、立川市教育委員会教育長の給料、勤務時間等に関する改正条例を5月議会において市長部局より提案する予定となっておりますので、あわせてご報告申し上げます。

以上です。

中村委員長 繰り返しますが、1つは給料引き下げ、もうひとつは3%自主返納ということでしたが、これについて何か質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 激務にかかわらず、二重の減額ということになるわけですね。

特にないということでございますので、立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び立川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例についての報告を終了いたします。

追加としてもう1件、日当に関してございましたけれども、終了したいと思います。

報 告

(3) 市立学校の学級数・児童生徒数等について

中村委員長 それでは、報告(3)市立学校の学級数・児童生徒数等について、報告を事務局よりお願いいたします。小林学務課長、お願いいたします。

小林学務課長 平成22年4月7日現在の立川市立小中学校の学級数及び児童生徒数について、ご報告いたします。

資料をご覧ください。

通常級におきましては、小学校では児童数が8,711人で、昨年に比べ3人の減、学級数は277で、前年に比べ1学級の減となっております。

中学校では、生徒数が3,708人で、昨年比27人の減、学級数は106で、前年と同じとなっております。

次に裏面をご覧ください。

特別支援学級の固定級におきましては、小学校では78人で、前年と同数、学級数は11で、1学級の減となっております。

中学校においては39人で、5人の増、学級数は7で、2の増となっております。

続いて2枚目のおもて面でございますが、これは児童・生徒の就学・進学状況につきましてまとめたものでございます。

小学校の欄につきましてご説明いたします。一番下の欄、平成22年4月7日現在の学齢児童数は1,520人で、このうち特別支援学校や私立、国立小学校に進学した者、区域外就学した者等を除く市立小学校入学者数は1,451人で、入学者率は95.46%となっております。市外からの区域外就学者や外国人を含めると、全入学者数は1,468人でございます。

隣接校希望制度の利用者は86人で、その率は5.3%となり、年々増えておりました状況が平成22年は前年に比べ3.17ポイント下がっております。

私立小学校への就学者率は2.63%で、昨年に比べ0.35ポイント増えております。

中学校におきましては、4月7日現在の学齢生徒数は1,557人で、市立学校に入学した者は1,239人、入学者率は79.58%となっております。

隣接校希望制度の利用者は20人。

部活動による指定校変更希望者が4人となっております。

私立、国立、都立学校の進学者は、合わせまして268人で、率は17.21%となっております。

報告は以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。質問等がございますでしょうか。

中学校の市立学校入学者率が 79.58%になったというのは何か、集計方法が変更したということですか。

小林学務課長 平成 22 年、今回からですが、学齢生徒数と入学者数、両方とも 4 月 7 日現在でカウントしております。

平成 21 年までは学齢児童生徒数 4 月 1 日現在、入学者数が 4 月 7 日ということなので、比較としては今までとは違うのかなという気がしておりますので、本来であれば、区域外就学者数等もカウントを今まではしておりませんでした、今回からはすべてカウントして、合わせますと 100%になるというような状況でございます。

中村委員長 ですから、8 割をわたったから云々という経年変化の比較はできないという解釈でよろしいわけですね。

小林学務課長 そのようにご理解いただきたいと思います。

中村委員長 ということです。

ほか、質問等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、これで新年度が発足したわけで、また 1 年間、子どもたちが健やかに育つことを祈っておるわけでございます。

市立学校の学級数・児童生徒数等についての報告を終了いたします。

報 告

(4) 新学校給食共同調理場整備運営事業について

中村委員長 続きまして報告(4)新学校給食共同調理場整備運営事業について、報告を事務局よりお願いいたします。石井学校給食課長、お願いいたします。

石井学校給食課長 それでは、新学校給食共同調理場整備運営事業について、ご報告いたします。

新学校給食共同調理場につきましては、本年 3 月 23 日に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる P F I 法でございます第 6 条に基づきまして、特定事業選定の公表を行いました。本事業を実施する民間事業者を募集し選定するため、4 月 16 日に入札公告を行い、市のホームページで公表いたしました。

一方、関東財務局につきましては、国有財産関東地方審議会が 4 月 7 日に出示した東京都立川市泉町の 8,800 平方メートルの国有地を立川市へ売却することは適当とする答申を受けまして、立川市に売却する方針を決めたと発表いたしました。

今後のスケジュールでございますけれども、市といたしましては、国が行っております土地評価のための調査などのあとに、国と土地取得に向けての協議等を行うとともに、12 月に落札者を決定いたしまして、仮契約を締結したのち、3 月議会の議決を経て契約してまいりたいと考えております。

本契約の契約後、設計建設を行いまして、供用開始は平成25年4月からといたしまして、運営期間は平成40年3月までの15年間で予定しております。

以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。

これについては報告や協議を重ねてきて、最終的には平成21年第22回の定例会でPFI手法による整備を進める実施方針を協議して、それ以降のスケジュール、それから今後の予定についての報告でございましたが、質問がございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、特に質問がございませんので、新学校給食共同調理場整備運営事業についての報告を終了いたします。また今後、必要な事態がおきてきましたら、報告はよろしくお願いしたいと思います。

報 告

(5) 社会教育委員の会議からの提言について

中村委員長 続きまして、報告(5)社会教育委員の会議からの提言について、報告を事務局よりお願いいたします。五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 社会教育委員の会議からの提言について報告いたします。

第25期の立川市社会教育委員の会議から、「地域の教育力を高めるために」の提言が教育委員会に先日、提出されました。

全体の構成は、1、はじめに、2、地域の教育力の基盤、3、学校と地域、4、地域で教育、福祉に携わる市民の連携・協力となっております。

1ページの1、はじめにでは、立川市における学校、家庭及び地域の現状や課題が挙げられ、これら課題を解決するために地域の教育力を向上させていくことが必要であることが述べられております。

2ページの2の地域の教育力の基盤では、様々な生活基盤での取り組みが報告され、地域の教育力の向上を考える際に、小学校区あるいは地域学習館をエリアとして考えることが記述されております。

4ページの3、学校と地域では、小学生の居場所づくりとしてふれあいルームの設置、地域コーディネーターの設置、中学生、高校生の居場所づくりについて提言されております。

6ページの4、地域で教育、福祉に携わる市民の連携・協力では、地域学習館が主催して、自治会をはじめ様々な団体と情報交換、意見交換をして、意見やアイデアをもとにして地域学習館運営協議会で講座に反映させ、地域づくり、まちづくりにつながる学びの場、学びの機会を提供でき、地域の教育力を高めることにつながると結ばれています。

提言書の取扱いにつきましては、社会教育委員の会議は教育委員会の諮問機関として社会教育に関し意見を述べることができるもので、教育委員会事務局といたしましては、こ

の提言書を関係機関に配布するとともに、今後の教育行政など、施策に生かしていくよう伝えてまいりたいと思っております。

報告は以上です。

中村委員長 報告、ありがとうございました。ご質問等、ありますでしょうか。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 大変すばらしい内容のことが書かれているんですけど、5ページのところで、地域コーディネーターの配置という項目があるんですが、これについては、議論の中では私は参加していなかったのですが、小学校なのか、全校各校なのかという書き方をしているのだけれども、中学校は入っているのですか。

中村委員長 五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 地域コーディネーターの必要性が述べられているのですが、具体的なエリアについては、細部についてはまだ検討はされていなくて、小学校区域になるのか、地域福祉などと合わせた市内6つのエリアに大きく広げるのか、その辺のところについては、今後検討していく内容かなというふうには思っているところであります。

澤教育長 では、まだ具体的な議論にまでは至っていないと。

五十嵐生涯学習推進センター長 そういう形です。

中村委員長 6つのというのは、この後ろに出ている6つのということですね。

五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 この「地域の教育力を高めるために」の提言の一番後ろのところに、参考資料ということで、市内の福祉関係のほうの資料から、地域福祉の区域ということで6つのエリアがあります。ちょうど教育委員会の学習館が6つのエリアというような形になっておりますので、エリア的には6つということで同じ数で、その部分についてちょうど重複する形ですので、これも一つの大きなくくりとなるのかなということで参考とさせていただいております。

中村委員長 ありがとうございました。

ほか、質問等ございますか。田中委員、お願いいたします。

田中委員 どうもありがとうございました。非常に貴重な、またよく調べておられるなということで感心しています。その中で1点だけお聞きします。

4ページ、「学校と地域～子どもと学びあうまちづくり」と。この中で「小学生の居場所づくり～ふれあいルームの設置」ということで今回提言されているわけですが、現実問題、余裕教室について、小学校関係は意外にあるようでないんですね。あっても生活科室であるとか、そういうところに使用されているわけですので、そういう面で余裕教室がない場合について、特に社会教育委員の会議で議論されて、そういう場合にはこういう方法もあると、そんなことがもし議論の中に出ていましたら、ご報告をいただきたいと思います。

中村委員長 五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 市内の20校の小学校の中では、大規模な学校から小規模な学校ということで、エリアによってだいぶ温度差があるのかなというふうに思っております。学校の中では、余裕教室ということで、こういったところについて今後整理をしていただくなかで、活用できる部分についてはそこを居場所というふうに考えてはおりますけれども、ただ、市内の学習館の中でもそういった施設もあつたりとか、市内には11の学習等供用施設など様々な公共施設がありますので、その辺のところについて、今後、居場所として活用できないかどうか、検討を進めていきたいというふうに思っているところであります。

中村委員長 ありがとうございます。学校だけではなくてということですね。

よろしいですか。

田中委員 結構です。

中村委員長 ほかがございますか。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 今に関連して、放課後子ども教室がありますが、あの辺との議論は何かありましたか。

中村委員長 放課後子ども教室との関連ですね。もしありましたら結構ですが、五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 私が出ている範囲の中では、放課後子ども教室とのバッティング的なところについては、特に議論はされていなかったのかなというふうに思います。ただ、中高生の居場所とかそういった形で、中学生、高校生の居場所についてもかなり議論がされておりまして、そういった意味では、他の公共施設での利用が必要になるのではないかというような意見は出ていたところは事実でございます。

中村委員長 よろしいですか。

澤教育長 はい。

中村委員長 ほか、ありますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは、ほかに質問がないようでございますので、社会教育委員の会議からの提言についての報告を終了いたします。

特に立川市の場合、地域の教育力を高めるための考え方とか幾つかの提言がありましたので、そういうことを参考にして、教育委員会でも教育行政の基本方針に役立てる資料としていきたいと思っておりますので、どうもありがとうございました。

では、報告5件を終了いたしまして、その他はございませんでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

閉会の辞

中村委員長 皆さん、ご協力ありがとうございました。平成22年第8回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

次回、平成 22 年第 9 回立川市教育委員会定例会は、5 月 14 日金曜日、午前 10 時からでございます。

なお、ここでの定例会はきょうで最終でございます。次回第 9 回定例会は、新庁舎 104 会議室にて開催の予定でございます。また事務局の皆さん、新庁舎への、今週、来週にかけて引越しも大変でしょうけれど、定例会がまた順調に進むよう準備もよろしくお願ひしたいと思ひます。

午後 2 時 15 分閉会

署名委員

.....

委員長